

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 中津川三峰口停車場線

三 道路の区域

新 A	旧 B	旧 A	旧 新 別
秩父市中津川字向山一〇六番一地先から同市中津川字向山一〇四番一地先まで	秩父市中津川字向山一〇五番二地先まで	秩父市中津川字向山一〇六番二地先から同市中津川字向山一〇六番一地先まで	区 間
一九・七二〇三〇・〇一	六・〇〇	一二・三六〇一六・二六	敷地の幅員 (メートル)
三〇五・五〇	一〇二・〇〇	一一三・〇〇	延 長 (メートル)
令和三年十一月三十日 付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号で設置した仮栈橋の撤去及び敷地の拡張である。			備 考